

## 有田市農業次世代人材投資事業（定住型）実施要綱

（趣旨）

第1条 市長は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、予算の範囲内で農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

（交付対象者の要件）

第2条 資金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、原則として有田市内での就農を前提とし、市長が就農に向けて必要な技術等を習得できると認める事業実施機関等（以下「事業実施機関等」という。）において事業を実施する者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）就農予定時の年齢が、原則40歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- （2）交付対象者は、有田市外から市内に転居し、かつ市内に住所を有する世帯と同一の家屋、または敷地内に居住することなく、独立した生計をたてる者
- （3）第4条の事業実施計画（別記第1号様式）が、次に掲げる基準に適合していること。
  - ア 事業実施機関等で事業を行うこと。
  - イ 事業実施期間がおおむね2年であること。
  - ウ 当該先進農家等と過去に2年間以上の雇用契約（短期間のパート及びアルバイトは除く。）を結んでいないこと。
- （4）原則として生活費の確保を目的とした国又は県並びに市の他の事業による給付等を受けていないこと。
- （5）事業終了後1年以内に独立・自営就農（次のアからカでの要件を全て満たすものをいう。以下同じ。）を目指していること。
  - ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
  - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
  - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
  - カ 交付対象者は、有田市内で独立した温州みかんの栽培農家として、営農していく強い意志をもち、事業終了後から5年間営農を継続すること。
- （6）事業終了後に独立・自営就農し、就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- （7）原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク（以下「一農ネット」という。）に加入していること。
- （8）有田市の市税等を滞納していないこと。
- （9）次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 有田市暴力団排除条例（平成23年有田市条例第12号）第2条第3号の暴力団員等、同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

2 前項の事業実施機関等とは、次の各号に掲げるものとする。

- （1）市が認める先進農家及び法人

（給付期間及び給付金額）

（交付金額及び交付期間）

第3条 資金の額は、交付期間1年につき1人あたり150万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

（事業実施計画の申請）

第4条 資金の交付を受けようとする者は、事業実施計画（別記第1号様式）を作成し、市

長に提出しなければならない。

(事業実施計画の承認)

第5条 市長は、前条の事業実施計画の提出があった場合には、事業実施計画の内容について、資金を交付して事業の実施を支援する必要があると認めた場合は、事業実施計画を承認し、承認通知書(別記第2号様式)により当該計画を提出した者に通知するものとし、承認しない場合もその旨を通知するものとする。

2 承認に当たっては、対面及び書類により実施することとする。

(事業実施計画の変更)

第6条 事業実施計画の承認を受けた者は、事業実施計画を変更(事業実施期間の変更を要しない事業内容の追加や月ごとの事業内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。)する場合は、第4条の手順に準じて変更事業実施計画を作成し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業実施計画の変更承認)

第7条 市長は、前条の事業実施計画の変更申請があった場合は、第5条の手順に準じて承認等を決定し、当該計画の変更を行った者に通知するものとする。

(資金の交付申請)

第8条 事業実施計画の承認を受けた者は、市長が別に定める規定に基づき、資金の交付を申請するものとする。

2 資金の申請は、6か月分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

3 申請の対象となる事業は、当該年度の4月以降に実施している事業とし、給付申請の対象期間が6か月未満の場合は、申請の額は事業実施期間を月割にして算出するものとする。

(資金の交付の停止)

第9条 市長は、資金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、次のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止するものとする。

(1) 第2条の要件を満たさなくなった場合

(2) 事業を途中で中止した場合

(3) 事業を途中で休止した場合

(4) 次条の報告を行わなかった場合

(5) 第11条の事業実施状況の現地確認等により、適切な事業を行っていないと事業実施機関等が判断した場合

(6) 市が実施する報告の徴収又は立ち入り調査に協力しない場合

(事業実施状況報告)

第10条 交付対象者は、事業実施状況報告書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出は、給付対象期間経過後30日以内に、6か月ごとに行うものとする。

(事業実施状況の確認)

第11条 市長は、事業実施状況報告の提出を受けたときは、事業実施機関等と協力し、事業実施計画に即して必要な技能の習得ができていのかどうか事業の実施状況を確認し、必要な場合には事業実施機関等と連携して適切な指導を行う。

なお、実施状況の確認は、事業実施状況確認チェックリスト(別記第4号様式)を用いて行うものとする。

(資金の交付の中止)

第12条 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は、市長に中止届(別記第5号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、交付対象者から中止届の提出があったとき、又は第9条第1号、第2号、第4号若しくは第5号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止し、交付対象者へ通知するものとする。

(資金の交付の休止)

第 13 条 交付対象者は、病気等やむを得ない理由により事業を休止する場合は、市長に休止届(別記第 6 号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止し、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止し、交付対象者へ通知する。

3 第 1 項の休止届を提出した交付対象者が事業を再開する場合は、市長に事業実施再開届(別記第 7 号様式)を提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による事業実施再開届の提出があり、適切に事業を実施することができる場合、事業実施再開を承認し、資金の交付を再開するものとする。

(就農状況報告)

第 14 条 交付対象者は、事業終了後 5 年間、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月間の就農状況報告書(別記第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

(就農状況の確認)

第 15 条 市長は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、5 年間、半年ごとに確認する。

なお、実施状況の確認は、就農状況チェックリスト(別記様式第 15 号)に定められた様式を用いて行うものとする。

(継続事業実施計画の提出)

第 16 条 交付対象者は、資金の交付終了後、引き続き受給対象となった事業に準ずる事業(以下「継続事業」という。)をする場合は、継続事業実施計画(別記様式第 9 号)を作成し、第 4 条の手順に準じて、市長に提出しなければならない。

2 継続事業実施計画の承認を受けた者は、継続事業開始後 1 か月以内に継続事業実施届(別記様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

3 継続事業は受給終了後 1 か月以内に開始するものとし、その期間は原則として 2 年以内とする。

4 継続事業を行う場合において、第 20 条第 2 項第 2 号中「事業終了後 1 年以内」とあるのは「継続事業の終了後 1 年以内」と読み替えるものとする。

5 継続事業の期間中は、第 10 条の規定に準じて、市長に事業の実施状況の報告を行わなければならない。

(継続事業実施計画の承認)

第 17 条 市長は、継続事業実施計画の提出を受けたときは、第 5 条の手順に準じて承認等を決定し、当該計画の提出をした者に通知する。

(住所等変更報告)

第 18 条 交付対象者及び連帯保証人は、交付期間内及び交付期間終了後 5 年間に氏名、居住地および電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届(別記第 11 号様式)を市長に提出しなければならない。

(就農報告)

第 19 条 交付対象者は、事業終了後、独立・自営就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農報告(別記第 12 号様式)を市長に提出しなければならない。

(資金の返還)

第 20 条 交付対象者は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合(第 2 項第 8 号に該当する場合を除く。)は、この限りでない。

(1) 第 9 条第 1 号(第 2 条第 1 項第 9 号に該当する場合を除く。)、第 2 号又は第 3 号に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金

(2) 第 9 条第 4 号に該当した場合 当該報告に係る対象期間の資金

2 交付対象者は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、資金の全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第9条第5号に該当した場合
  - (2) 1年以内に独立・自営就農しなかった場合
  - (3) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
  - (4) 独立・自営就農を5年間継続しない場合
  - (5) 第14条、第18条又は第19条の報告を行わなかった場合
  - (8) 虚偽の申請等を行った場合
  - (9) 第2条第1項第9号に該当する場合
- 3 市長は、前2項に該当することが判明したら、期限を定めて、返還を命ずるものとする。  
(資金の返還免除)

第21条 交付対象者は、前条の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別記第13号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができるものとし、農業次世代人材投資資金返還免除決定通知書(別記第14号様式)により申請した者に通知するものとする。

また、免除しない場合もその旨を申請した者に通知するものとする。

(加算金)

第22条 交付対象者は、第20条第3項の規定による処分に関し、資金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る資金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該資金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 資金が2回以上に分けて給付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する資金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた資金の額に充てられたものとする。

- 4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(不正受給に対する措置)

第23条 市長は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、平成31年度の交付金から適用する。